

申請者の皆様方へ

薩摩川内市農業委員会

農地の転用に際しては、周囲の土地に対し、その転用行為によって生じる被害が及ばないかという点も重要になります。万が一、周囲の土地所有者等と問題が生じた際は被害防除誓約書に基づき、速やかな対応をお願いします。

「被害防除に関する誓約書」とは

農地転用許可後の造成若しくは、建物・建築の際、隣接地の地権者とのトラブルが生じた際は、転用実行者（申請者）の責任で対応することを、書面で誓約していただくものです。造成・建築物等に着手される際は、事前に下記の事項については、十分に留意方をお願いします。

記

1. 造成・建築物等の着工前には、建築材料等がはみ出るなどの隣接地に支障が生じない様に、請負業者に十分気を付けるよう促してください。
2. 重機、機材等を一時的でも無断で隣接地を通ったり、若しくは、置くなどの行為は絶対にやめて下さい。やむを得ず行う場合は、請負業者へは地権者に前もって相談するなりの対応をして下さい。

◎ 被害防除に関する誓約書に氏名・捺印の上、御協力・御理解をいただき、隣接地への対応方をお願いします。

農地転用許可は農地の区分での判断や、一般基準を満たしているというだけでは許可を得ることは出来ません。

これらの他に、

- ◎ 転用することによって土砂流出等の被害が発生する恐れがないこと
- ◎ 農業用の用排水施設の機能に支障を及ぼす恐れがないこと
- ◎ 周辺農地での営農に影響を及ぼすことがないこと

などが条件となってきます。

※ 造成・建築物等の工事が完了した場合は、進捗状況報告書の提出をお願いします。

※ 転用計画がこうした各条件に適合しているかどうかは農業委員会総会で判断されます。詳細についてのお問い合わせは農業委員会事務局までお願いします。

【裏面に許可基準を掲載】

【転用許可に係る基準】

農地は、経済活動上の理由から転用が必要やむを得ない場所と、周囲の営農状況や農地の整備状況などから転用を規制して農地として保持すべき場所として、農地法に規定されている農地があり、その区分けによって転用の許可の可否が左右されます。

- 第1種農地・・・優良な農地が集団的に存在する農地で、原則として転用は不許可
- 第2種農地・・・今後市街地化が見込まれる農地で、周辺の他の土地に立地することができない場合は許可
- 第3種農地・・・既にインフラや公共的施設整備などが進んでいて、市街化の傾向が強い区域にある農地（都市計画用途指定地域内等）

1. 転用を行うのに必要な資力及び信用力があると認められること
(農地転用を行うには多かれ少なかれ資金を必要とします。計画どおりの転用がされるかどうかの指標の一つとして、計画で示されている転用を行うだけの資金計画があることを明らかにしていただく必要があります。)
2. 申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていること
(農地には所有権以外の権利（地上権・質権・賃借権など）が設定されている場合があります。そうした農地については、それらの権利を有している者の同意がない場合は許可を得られません。ただし使用貸借で農地を借りている方は、転用を妨げる権利者とはなりません。)
3. 許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがあること
(転用行為者は許可を受けた場合、遅滞なく転用を行う必要があります。申請時点で許可後の転用計画が明確なものになっていなければなりません。)
4. 申請に係る事業について行政庁の免許・許可・認可等の処分もしくは、他の法令との調整が済んでいること
(転用申請に係る事業で、他法令による処分等が求められる行為が含まれる場合には、その処分の見込みを確認させていただきます。他の法令による事前協議等を行っている段階である場合は、計画の確実性を欠くと判断されます。)
5. 申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められること
(農地転用は事業の規模から考慮して必要なだけの面積を転用することが適切であるとされています。事業規模の大幅な拡大を目的とした転用や、余剰地が大きくとられているような転用計画は許可できません。)
6. 申請に係る事業が土地の造成のみを目的とするものであること
(具体的な施設等の設置計画がなく、単に土地を造成するという申請は、その後の利用形態に確実性がないと判断され、許可対象となりません。)

薩摩川内市農業委員会事務局（薩摩川内市役所4階）

薩摩川内市神田町3番22号

TEL (0996) 23-5111

(内線5632・5631・5621)